原子力損害賠償紛争解決センターの活動について

令和5年における活動状況(速報版)

令和6年2月 原子力損害賠償紛争解決センター

センターの人員体制の推移

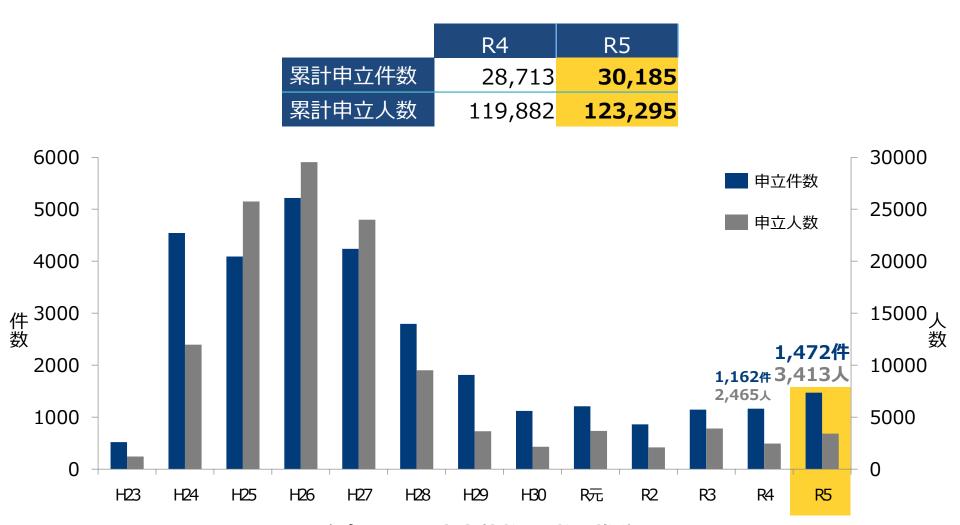
■ 令和5年末時点で、仲介委員195名、調査官67名

センターの人員体制の推移

		しノフ	シングと、本語) · J J III J			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総括委員	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	_	_	_	_	_	3	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276
調査官	28	91	193	192	189	184	181
和解仲介室職員	34	112	154	161	153	151	144
うち福島事務所	8	25	26	28	28	28	27
合計	193	411	603	639	623	619	608
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
総括委員	H30	R元 3	R2 3	R3	R4 3	R5	
総括委員 総括委員会顧問							
	3	3	3	3	3	3	
総括委員会顧問	3 4	3 5	3 5	3 5	3 6	3 6	
総括委員会顧問仲介委員	3 4 277	3 5 278	3 5 270	3 5 227	3 6 207	3 6 195	
総括委員会顧問 仲介委員 調査官	3 4 277 161	3 5 278 132	3 5 270 105	3 5 227 84	3 6 207 77	3 6 195 67	

申立件数・人数の推移

令和4年と令和5年末における累計申立件数・人数(概数)



各年における申立件数・人数の推移

申立件数・人数の推移

参考1 平成23年から令和5年末までの申立件数・人数の推移(概数)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
申	立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144	1,162	1,472
累	計申立件数 	-	5,063	9,154	14,371	18,610	21,404	23,215	24,336	25,545	26,407	27,551	28,713	30,185
申	法人申立	102	1,036	902	1,009	986	701	472	240	175	101	98	42	52
種	て 	19.6%	22.8%	22.0%	19.3%	23.3%	25.1%	26.1%	21.4%	14.5%	11.7%	8.6%	3.6%	3.5%
立種別内	個人申立	419	3,506	3,189	4,208	3,253	2,093	1,339	881	1,034	761	1,046	1,120	1,420
訳	て	80.4%	77.2%	78.0%	80.7%	76.7%	74.9%	73.9%	78.6%	85.5%	88.3%	91.4%	96.4%	96.5%
申	立人数	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508	3,648	2,158	3,668	2,096	3,906	2,465	3,413
累	計申立人数	-	13,177	38,915	68,449	92,433	101,941	105,589	107,747	111,415	113,511	117,417	119,882	123,295

※申立件数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立件数を含む。

H24年:1件、H25年:2件、H30年:5件

※申立人数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数を除く。

H24年:84人、H25年:176人、H30年:3,319人

申立件数の推移

平成27年から令和5年末までの初回申立てと複数回申立ての推移

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
申辽	立件数	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144	1,162	1,472
	初回申立て	2,526	1,341	830	451	438	336	524	598	809
	интис	59.6%	48.0%	45.8%	40.2%	36.2%	39.0%	45.8%	51.5%	55.0%
内訳	複数回申立て	1,713	1,453	981	665	771	526	620	564	663
訳		40.4%	52.0%	54.2%	59.3%	63.8%	61.0%	54.2%	48.5%	45.0%
	分離に係る申立	0	0	0	5	0	0	0	0	0
	T	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

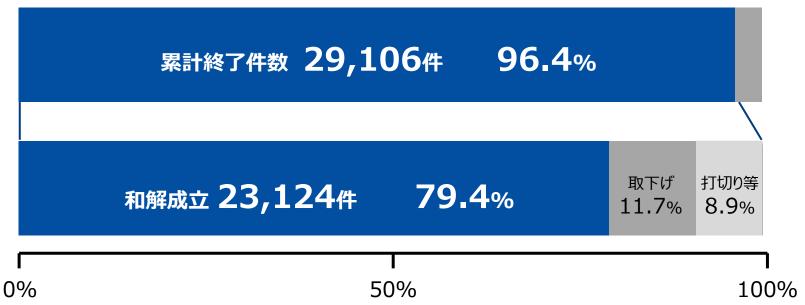


和解仲介の状況

令和4年と令和5年末における取扱状況(累計)

_			
		R4	R5
累計	申立件数	28,713	30,185
累計	終了件数	27,814	29,106
	和解成立	22,133	23,124
内 訳	取下げ	3,202	3,402
	打切り等	2,479	2,580
未済	件数	899	1,079

未済件数 1,079件 3.6%



和解仲介の状況

平成30年から令和5年末までの推移

			Н3	30	R:	元	R	2	R	3	R	4	R	.5
既況	斉件	数 ————————————————————————————————————	1,818		1,388		1,087		942		1,180		1	L,292
	和角	解成立	1,232	67.8%	969	69.8%	814	74.9%	705	74.8%	866	73.4%	991	76.7%
	和角	解打切り	252	13.9%	199	14.3%	106	9.8%	126	13.4%	123	10.4%	101	7.8%
		申立人の請求権 を認定できない	148	8.1%	128	9.2%	55	5.1%	86	9.1%	55	4.7%	31	2.4%
		申立人が和解案 を拒否した	5	0.3%	6	0.4%	7	0.6%	3	0.3%	7	0.6%	4	0.3%
内	内 訳	被申立人が和解 案を拒否した	49	2.7%	17	1.2%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
内訳	示	申立人が資料提 出に応じない	17	0.9%	14	1.0%	26	2.4%	10	1.1%	17	1.4%	11	0.9%
		申立人と連絡が とれない	16	0.9%	17	1.2%	11	1.0%	22	2.3%	24	2.0%	31	2.4%
		その他	17	0.9%	17	1.2%	5	0.5%	5	0.5%	20	1.7%	24	1.9%
	取下げ		333	18.3%	220	15.9%	167	15.4%	111	11.8%	191	16.2%	200	15.5%
	却一	却下		0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	和角	遅の仲介をしない	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

[※]東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった件数は、H25年10件、H26年42件、H27年9件、H28年7件、H29年4件、H30年49件、R元年17件、R2年2件、R3年0件、R4年0件、R5年0件であった。

このうち、東京電力社員又はその家族からの申立件数は、H25年10件、H26年42件、H27年9件、H28年7件、H29年4件、H30年9件、R元年4件、R2年0件、R3年0件、R4年0件、R5年0件であった。

和解仲介の状況

参考 2	平成23年から令和5年末までの取扱状況の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
申立件数		521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862
既済	件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	1,087
	和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969	814
	和解打切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199	106
内 訳	取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220	167
	却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
未済件数		E1E	2 201	2 625	2,788	2,746	2,137	1 016	1,119	940	715
不消	什 欽	515	3,201	2,625	2,700	2,/40	2,137	1,816	1,119	340	/13
不消	1十安)	R3	R4	R5	累計	2,740	2,137	1,010	1,119	940	/13
	件数 件数 		·	R5	累計		2,137	1,610	1,119	940	713
申立		R3	R4	R5 1,472	累計 30,185		2,137	1,610	1,119	940	713
申立	件数	R3 1,144	R4 1,162	R5 1,472	累計 30,185 29,106		2,137	1,010	1,119	940	713
申立 既済	件数 件数	R3 1,144 942	R4 1,162 1,180	R5 1,472 1,292	累計 30,185 29,106 23,124		2,137	1,610	1,119	940	713
申立	件数件数和解成立	R3 1,144 942 705	R4 1,162 1,180 866	R5 1,472 1,292 991	累計 30,185 29,106 23,124 2,578		2,137	1,010	1,119	940	713
申立 既済	件数 件数 和解成立 和解打切り	R3 1,144 942 705 126	R4 1,162 1,180 866 123	R5 1,472 1,292 991 101	累計 30,185 29,106 23,124 2,578 3,402		2,137	1,610	1,119	940	713
申立 既済	件数 件数 和解成立 和解打切り 取下げ	R3 1,144 942 705 126 111	R4 1,162 1,180 866 123 191	R5 1,472 1,292 991 101 200	累計 30,185 29,106 23,124 2,578 3,402		2,137	1,010	1,119	940	713

中間指針第五次追補の対応

中間指針第五次追補の内容を含む申立ての取扱状況

		R4						R	5					
	<u>'</u>	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期	間別申立件数	38	43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54
	うち第五次追補含む ※1	1	4	82	53	11	30	114	174	105	66	56	54	37
期	間別既済件数	109	81	47	70	105	110	127	109	115	112	152	139	125
	和解成立	85	67	38	51	83	75	100	87	84	88	110	110	98
	うち第五次追補含む ※ 2	-	-	-	-	-	-	-	61	68	74	88	92	81
	和解打切り	7	8	3	7	5	13	5	8	11	7	19	5	10
	うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4
	取下げ	17	6	6	12	17	22	22	14	20	17	23	24	17
	うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	6	4

- ※1該当申立件数は、申立時の内容を基に整理した概数であるため、最終的な和解提示時点と乖離している。
- ※2令和5年6月以前に和解成立のうち第五次追補分が含まれている事案は存在するものの、統計データとして正式 に取得し始めた令和5年7月以降を記載している。

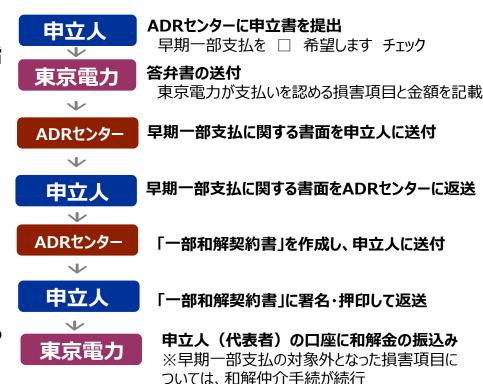
中間指針第五次追補の対応

センターとしての取組

早期一部支払の実施 個人による申立事件のうち希望者について、中間指 針第五次追補にかかる損害賠償を請求した場合を 中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分に ついて、先行して和解を成立させ、早期の支払いを 実現するとの運用を実施。

なお、中間指針第五次追補の策定を踏まえ、被害者に対する迅速な賠償の実現のため、平成24年12月21日付け総括基準「早期一部支払の実施について」に基づき、この手続を積極的に活用する

仲介委員等の指名から和解案提示までの平均期間は1.4ヶ月(令和5年のみ)。



└ 和解仲介手続において、東京電力側に確認すべき事項等が生じた場合、適宜指摘等を行っている。

センターの広報活動

地方公共団体等と連携した説明会の実施

- 各地方公共団体と連携し、**浪江町**に加えて、令和4年から**南相馬市、大熊町、富岡町の確定申告会場や健康診断** 会場において説明会を実施。令和5年からは双葉町とも連携し説明会を実施。
- 令和 5 年2月から3月にかけて南相馬市、浪江町、大熊町、富岡町の確定申告に合わせて申立てに係る説明会を実施 【4市町合計申立件数:314件】

令和5年6月から11月にかけて上記4市町及び双葉町の健康診断に合わせて申立てに係る説明会を実施 【5市町合計申立件数:441件】

令和5年の申立件数1,472件のうち、816件(55.4%)が説明会経由 令和6年2月以降、上記5市町及び福島県と連携し、確定申告に合わせたて申立てに係る説明会を順次開催予 定

- 地域のニーズに合わせた和解事例を掲載したチラシを作成し、説明会等で配布
- NPO法人等が主催するイベントにおいても説明会を実施
- 富岡町役場や近隣の公共施設に令和4年12月から月に一度説明窓口を開設し、令和5年も引きつづき実施

福島県内の地方公共団体等が発行する広報紙への案内記事の掲載

■ 福島県内の地方公共団体が発行する広報紙に和解事例等の案内記事を複数回掲載 掲載した広報紙:ふくしまの今がわかる新聞、広報おおくま、広報なみえ、広報とみおか 等

原子力損害賠償事例集(令和5年6月版)の公表

公表されている和解成立事例を整理し、原子力損害賠償事例集(令和2年5月公表)及び追補版(令和3年5月、令和4年6月に公表)をさらに追補する形で、令和5年6月版を公表

(ご参考) 令和5年の説明会の開催実績

令和5年の申立件数が1472件。うち説明会経由の申立件数は816件(55.4%)。

回数	協力機関		合計 申立件数
2月8日~3月10日 18回	南相馬市	確定申告会場	164件
2月15日~3月13日 19回	浪江町	確定申告会場	60件
2月15日~3月15日 7回	大熊町	確定申告会場	32件
2月27日~3月13日 9回	富岡町	確定申告会場	58件
6月20日~8月10日 30回	南相馬市	健康診断会場	348件
8月28日~10月27日 9回	浪江町	健康診断会場	51件
9月28日~9月30日 3回	富岡町	健康診断会場	5件
10月18日~11月21日 7回	大熊町	健康診断会場	21件
10月24日~10月26日 3回	双葉町	健康診断会場	14件
11月20日 1回	福島県	福島県	2件
毎月1回程度 9回	富岡町	定期個別説明会	13件
上記以外 16回	NPO法人	東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県	48件

センターのご利用について

最寄りの事務所・支所(開所日における受付時間 平日9:00~17:00 予約不要)まで 直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。











申立書を郵送する場合は 下記宛先までお願いします 〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 8東洋海事ビル 9階 原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所 (又は ADRセンター東京事務所)

文部科学省

原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)を利用してみませんか



原発事故による損害賠償について

「東京電力に請求してダメだったら、諦めるしかないのかな・・・」 と思っていませんか?

中立・公正な国の機関が 無料で賠償額を算定し 話し合いによる解決の仲介をします

事故直後からの賠償も 第5次追補の追加賠償も 申立てができます

申立てを受けて 法律の専門家が 電話などで詳しい事情を お伺いします

個別の事情に応じて 賠償の和解案を 提示します

約8割の事案が 和解に至っています















お問い合わせ先

令和5年12月発行

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター



77 0120-377-155 (受付時間 平日10:00~17:00)





もうひとつの選択肢 "ADR"

詳しくは、次のページをご覧ください

ADRセンターは どなたでもご利用いただけます

仲介費用無料

- ▶ 弁護士を立てずにご本人だけでも申立てができます。該当する項目にチェック を付けるなどして完成する、簡易な申立書の様式をご用意しています。
- ▶ 和解仲介の費用は無料です。 ※ご自身が送付する書類の郵送費用等は自己負担
- ▶ 東京電力と交渉中でも、既に東京電力との間で合意がある場合でも、 申立てができます。
- ▶中間指針(国に設置された審査会が定める一般的な賠償指針)に明記され なかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターで は個別の事情に応じて、和解案を提示しています。
- ▶ 証拠の資料が手元に無くても、和解案が提示できる場合があります。
- ▶ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- ▶ 自治体と連携した説明会も随時開催していますので、ぜひご参加下さい。

賠償が認められた和解事例の一部を公表しています



避難によって 家族が離れ離れに



世話をしながら 避難牛活



自家消費していた 野菜や米を作れなくなり 牛活費が増加



避難により 職を失った



事業実態を 証明する書類が 無くなった



自宅の 除染作業を行った





避難でペットが 行方不明に



墓石の修理費用や 移転が必要に



直接請求した 営業損害を ADRで改めて算定

- ▶ 和解事例集を無料で配布しています。 フリーダイヤルにお電話いただければお送りします。 ADRセンターの事務所・支所でもお渡ししています。
- ➤ ADRセンターや文部科学省のホームページで和解事例を **公表しています。**





ADRセンターHP 文部科学省HP

(和解事例は申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、 ご自身の事例を検討いただく際の参考にしていただけます。)

フリーダイヤル お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)受付時間 平日10:00~17:00



0120-377-155

ADR(和解仲介)手続の主な流れ

1 申立書の作成



お持ち下さい。

フリーダイヤルで 郵送依頼

● センター東京事務所宛に郵送又は最寄りの事務所・支所まで



ホームページ から入手



● 申立書の書き方は、センターの事務所・支所の窓口やフリーダイヤルにて ご案内しています。

申立書の提出

【提出】 ・申 立 書:原本1部+コピー2部 ・証拠書類: (あれば) コピー3部

【お手元で保管(ご自身の控え)】

・申 立 書:コピー1部

証拠書類:(あれば)原本





申立ての受理

● 申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。 (書類の追加をお願いすることがあります。)



(1ヶ月から1ヶ月半程度)

指名通知等

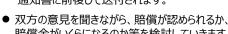
5

● 担当する仲介委員・調査官の氏名・連絡先などを記載した通知書を 送付します。

仲介委員:話し合いの仲介者(弁護士) 調 査 官:仲介委員をサポート



● 東京電力の答弁書(東京電力の言い分)が 通知書に前後して送付されます。 和解の仲介



■ 電話や書面などで申立人から事情をお伺いします。



賠償金がいくらになるのか等を検討していきます。



● 東京電力との間で争いのない金額については、一部和解案を提示し、 早期の賠償金支払いを促します。



和解案の提示

(審理)

● 仲介委員が和解案を提示します。 (審理の結果、和解の仲介が打ち切られることもあります。)



和解成立

- 双方が和解案に合意すると、 東京電力と和解契約を結びます。
- 全申立てのうち約8割が和解に至って います。



賠償金の支払

● 東京電力が和解契約書を受領した 翌日から14日以内に賠償金が 振り込まれます。 *年末年始等を除く



取下げ

で取り下げる ことも可能です。

● 再度の申立て も可能です。

●申立人が途中